

大内まちづくり協議会規約細則

(目的)

第1条 この細則は、大内まちづくり協議会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動団体)

第2条 大内まちづくり協議会規約(以下「規約」という。)第4条第2項の規定による認定は、部会からの推薦に基づき、理事会において行うものとする。

(部会)

第3条 規約第12条に基づき、次の部会を設置する。

- (1) 地域振興部会
- (2) 文化教養部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 生活環境部会
- (5) 安心安全部会

2 部会は、構成団体及び活動団体から選出された者並びに学識経験者をもって構成する。

3 部会には、会長が推薦する者を選任することができる。

4 各部会は部会長1名及び副部会長1名をそれぞれ互選する。

5 部会は部会長が招集し、議長を務める。

6 各部会の任務は別表に定める。

7 部会員の任期は、規約第8条を準用する。

8 複数の部会を担当する関係団体の部会員は、相互に兼ねることができない。

9 会長及び副会長は、部会員となることができない。

10 理事は、各部会の部会長及び副部会長となることができない。

ただし、総務運営委員会委員長及び副委員長については、この限りでない。

11 部会に専門委員会を設けることができる。

12 部会長が必要と認めるときは、構成団体、活動団体及び学識経験者以外のものを専門委員会の委員として選任することができる。

(総務運営委員会)

第4条 総務運営委員会は委員長が召集し、議長は副委員長が務める。

附 則

- 1 この細則は、平成23年3月30日から施行する。
- 2 この細則は、平成23年6月15日から施行する。
- 3 この細則は、平成23年8月9日から施行する。
- 4 この細則は、平成26年6月10日から施行する。
- 5 この細則は、平成27年12月27日から施行する。
- 6 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条6項に規定する各部会の任務)

各 部 会 の 任 務

名称	任務
総務運営委員会	部会間の連携・調整 理事会への報告

部会名	任務
1 地域振興	1 交流機会の創出 2 大内らしさの創造(地域産業の振興等) 3 地域情報の収集 4 地域づくりを担う人材や団体の育成 5 誰もが平等に参加できる地域づくり 6 地域づくり体制の充実
2 文化教養	1 青少年の健全育成 2 自ら学び、ともに体験する機会の充実 3 歴史資源及び伝統と文化の継承と活用 4 学校教育活動への支援
3 健康福祉	1 こころと体の健康づくり 2 高齢者・障がい者の生活支援 3 地域ぐるみの子育て支援 4 誰もが幸せを感じ、ともに支え合う地域づくり
4 生活環境	1 自然と緑あふれる生活環境づくり 2 休耕田の対策 3 生活環境の美化(ゴミ問題への対応等) 4 身近な道や水路の保全 (法定外公共物等の整備等)
5 安心安全	1 防災対策の充実 2 交通安全対策の充実 3 防犯対策の充実(詐欺被害対策を含む)